

## 総合教養(教職教養)

志願種別	教科科目	受験番号	氏名

1 次は、明治時代の学校教育制度について述べたものの一部である。文中の( )からあてはまるものをそれぞれ一つずつ選べ。解答番号は 。

- ・ 明治5年に( ① 教育令 ② 学制 )が公布され、全国を8大学区、256中学区、53,760小学区に区分し、それぞれに大学校、中学校、小学校を設置することが計画された。
- ・ 明治18年に内閣制度が創設され、初代文部大臣に( ③ 大木喬任 ④ 森有礼 )が就任した。この人物を中心に、小学校令や中学校令など、学校種別の目的と内容を明示した諸学校令が制定され、以後の学校制度の基本形が確立された。
- ・ 明治33年に第三次小学校令が公布され、尋常小学校は( ⑤ 4年 ⑥ 6年 )の義務教育年限とされた。また、公立尋常小学校における授業料の徴収が原則として廃止された。これらのことなどを背景として、明治38年に就学率は95%を超えた。

2 次は、ある人物の実践について説明したものである。あてはまる人物名をA群から、この人物が実践した教育方法をB群からそれぞれ一つずつ選べ。解答番号は 。

「自由」と「協同」を原理とする個別学習の方法を実践した。  
学校を一つのコミュニティとして「社会的実験室」と呼び、この実験室において生徒の自発性や主体性を育成するための方法として、学級や一斉教授を廃止して個別指導を採用した。その指導は、生徒に興味に応じて教科を選ばせ、教科別の「実験室」で教科担任の指導を受けながら個別に学習を進めさせ、その進度に応じて個別に進級させるものであった。

A群	① ペーターゼン (Petersen, P.) ② パーカースト (Parkhurst, H.) ③ ウォッシュバーン (Washburne, C. W.)
B群	④ イエナ・プラン ⑤ ウィネトカ・プラン ⑥ ドルトン・プラン

3 次は、学校教育法の条文の一部である。文中の（ア）～（ウ）にあてはまる語句の正しい組合せを下の①～⑥から一つ選べ。解答番号は 3。

第二十九条 小学校は、心身の発達に応じて、義務教育として行われる（ア）のうち基礎的なものを施すことを目的とする。  
 第四十五条 中学校は、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、義務教育として行われる（ア）を施すことを目的とする。  
 第五十条 高等学校は、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、高度な（ア）及び（イ）を施すことを目的とする。  
 第七十二条 特別支援学校は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。以下同じ。）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な（ウ）を授けることを目的とする。

- |          |        |             |
|----------|--------|-------------|
| ① ア 普通教育 | イ 専門教育 | ウ 基礎的・汎用的能力 |
| ② ア 一般教育 | イ 職業教育 | ウ 知識技能      |
| ③ ア 普通教育 | イ 職業教育 | ウ 知識技能      |
| ④ ア 一般教育 | イ 専門教育 | ウ 基礎的・汎用的能力 |
| ⑤ ア 普通教育 | イ 専門教育 | ウ 知識技能      |
| ⑥ ア 一般教育 | イ 職業教育 | ウ 基礎的・汎用的能力 |

4 次のア～ウは、それぞれある法規の条文の一部である。これらの法規の名称として正しい組合せを下の①～⑥から一つ選べ。解答番号は 4。

ア すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない。人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。  
 イ 職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。  
 ウ 学校には、その学校の目的を実現するために必要な校地、校舎、校具、運動場、図書館又は図書室、保健室その他の設備を設けなければならない。

- |           |            |             |
|-----------|------------|-------------|
| ① ア 日本国憲法 | イ 教育公務員特例法 | ウ 学校教育法施行規則 |
| ② ア 教育基本法 | イ 地方公務員法   | ウ 学校教育法     |
| ③ ア 日本国憲法 | イ 地方公務員法   | ウ 学校教育法     |
| ④ ア 教育基本法 | イ 教育公務員特例法 | ウ 学校教育法施行規則 |
| ⑤ ア 日本国憲法 | イ 教育公務員特例法 | ウ 学校教育法     |
| ⑥ ア 教育基本法 | イ 地方公務員法   | ウ 学校教育法施行規則 |

- 5 次は、学校保健安全法の条文の一部である。下線部①～④のうち、正しくないものを一つ選べ。解答番号は  。

第五条 学校においては、児童生徒等及び職員の心身の健康の保持増進を図るため、児童生徒等及び職員の健康診断、①環境衛生検査、児童生徒等に対する指導その他保健に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。

第九条 養護教諭その他の職員は、相互に連携して、②教育相談又は児童生徒等の健康状態の日常的な観察により、児童生徒等の心身の状況を把握し、健康上の問題があると認めるときは、遅滞なく、当該児童生徒等に対して必要な指導を行うとともに、必要に応じ、その保護者（学校教育法第十六条に規定する保護者をいう。第二十四条及び第三十条において同じ。）に対して必要な助言を行うものとする。

第二十条 ③学校の設置者は、感染症の予防上必要があるときは、臨時に、学校の全部又は一部の休業を行うことができる。

第二十九条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の実情に応じて、危険等発生時において当該学校の職員がとるべき措置の具体的内容及び④手順を定めた対処要領（次項において「危険等発生時対処要領」という。）を作成するものとする。

- 6 次は、「学校図書館の整備充実について（通知）（平成28年11月29日 文部科学省）」の別添1「学校図書館ガイドライン」の一部である。下線部として適当なものを下の①～⑤から三つ選べ。解答番号は  。

- 学校は、学習指導要領等を踏まえ、各教科等において、学校図書館の機能を計画的に利活用し、児童生徒の主体的・意欲的な学習活動や読書活動を充実するよう努めることが望ましい。

- ① 「読書センター」としての機能  
③ 「調査センター」としての機能  
⑤ 「情報センター」としての機能

- ② 「学習センター」としての機能  
④ 「相談センター」としての機能

7 次は、「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）（令和元年10月25日 文部科学省）」の一部である。文中の（ア）～（ウ）にあてはまる語句の正しい組合せを下の①～⑥から一つ選べ。解答番号は 7。

(2) 学校教育の意義・役割

特に義務教育段階の学校は、各個人の有する能力を伸ばしつつ、社会において自立的に生きる基礎を養うとともに、国家・社会の（ア）として必要とされる基本的な資質を培うことを目的としており、その役割は極めて大きいことから、学校教育の一層の充実を図るための取組が重要であること。また、不登校児童生徒への支援については児童生徒が不登校となった（イ）を的確に把握し、学校関係者や家庭、必要に応じて関係機関が情報共有し、組織的・計画的な、個々の児童生徒に応じたきめ細やかな支援策を策定することや、（ウ）へ向けて進路の選択肢を広げる支援をすることが重要であること。

- |         |      |         |
|---------|------|---------|
| ① ア 一員  | イ 時期 | ウ 職業的自立 |
| ② ア 形成者 | イ 時期 | ウ 社会的自立 |
| ③ ア 一員  | イ 時期 | ウ 社会的自立 |
| ④ ア 形成者 | イ 要因 | ウ 社会的自立 |
| ⑤ ア 一員  | イ 要因 | ウ 職業的自立 |
| ⑥ ア 形成者 | イ 要因 | ウ 職業的自立 |

8 次は、「教育振興基本計画（令和5年6月16日 閣議決定）」の一部である。下線部が表す対象としてあてはまらないものをA群から、文中の（ ）にあてはまる語句をB群からそれぞれ一つずつ選べ。解答番号は 8。

○ 将来の予測が困難なVUCAと言われる時代の中で、個人と社会のウェルビーイングを実現していくためには、社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成が必要である。グローバル化やデジタルトランスフォーメーションは労働市場に変容をもたらしており、これからの時代の働き手に必要となる能力は変化している。AIやロボットによる代替が困難である、新しいものを創り出す創造力や、（ ）チームで問題を解決するといった能力が今後一層求められることが予測され、こうした変化に教育も対応していく必要がある。

- |    |          |          |          |
|----|----------|----------|----------|
| A群 | ① 多様性    | ② 不確実性   | ③ 複雑性    |
|    | ④ 曖昧性    | ⑤ 変動性    |          |
| B群 | ⑥ 他者を理解し | ⑦ 他者と協働し | ⑧ 他者を尊重し |

9 秋田県では、国の重要無形民俗文化財に全国最多の17件が指定されており、そのうち7件がユネスコ無形文化遺産に登録されている。次の①～⑥のうち、ユネスコ無形文化遺産として登録されていないものを一つ選べ。解答番号は 9。

- |             |               |
|-------------|---------------|
| ① 大日堂舞楽     | ② 土崎神明社祭の曳山行事 |
| ③ 秋田の竿灯     | ④ 男鹿のナマハゲ     |
| ⑤ 角館祭りのやま行事 | ⑥ 西馬音内の盆踊     |

10 次は、「令和6年度 学校教育の指針（秋田県教育委員会）」に示された「秋田の探究型授業」に関する記述の一部と「秋田の探究型授業」の基本プロセスを表した図である。（ア）にあてはまる語句をA群から、（イ）にあてはまる語句をB群から、（ウ）にあてはまる語句をC群からそれぞれ一つずつ選べ。解答番号は 10。

「秋田の探究型授業」の充実を図るためには、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通し、学習過程におけるそれぞれの段階を、（ア）上で一連のプロセスとして関連付けて捉えることが重要である。その際、単にプロセスをなぞったり、形式的に話し合いを取り入れたりするのではなく、自校の児童生徒の実態や各教科等の特質に応じて、問題発見・解決の方法等を弾力的に取り入れたり多様な学習活動と組み合わせたりして、問題発見・解決のために学習過程を柔軟に取り扱うなど、児童生徒一人一人に応じた（イ）を保障することが肝要である。

学習の見通しをもつ



自分の考えをもつ



集団（ペアやグループ、学級）で話し合う



学習の（ウ）を振り返る



- |    |             |            |
|----|-------------|------------|
| A群 | ① 効果的に機能させた | ② ICTを活用した |
| B群 | ③ 基礎学力      | ④ 質の高い学び   |
| C群 | ⑤ 成果や課題     | ⑥ 内容や方法    |

- 1 1 次は、「令和6年度 学校教育の指針（秋田県教育委員会）」に示された「教育課程の編成」の4つの重点事項である。（ア）にあてはまる語句をA群から、（イ）にあてはまる語句をB群からそれぞれ一つずつ選べ。解答番号は 1 1。

- |   |                    |
|---|--------------------|
| 1 | （ア）を育てる教育課程の充実     |
| 2 | 基礎学力の向上を図る教育課程の充実  |
| 3 | 変化に対応する力を育む教育課程の充実 |
| 4 | （イ）の推進による教育課程の充実   |

A群	① 思いやりの心	② 開かれた心	③ 豊かな心
B群	④ 学校間・校種間連携	⑤ カリキュラム・マネジメント	
	⑥ 活力ある学校づくり		

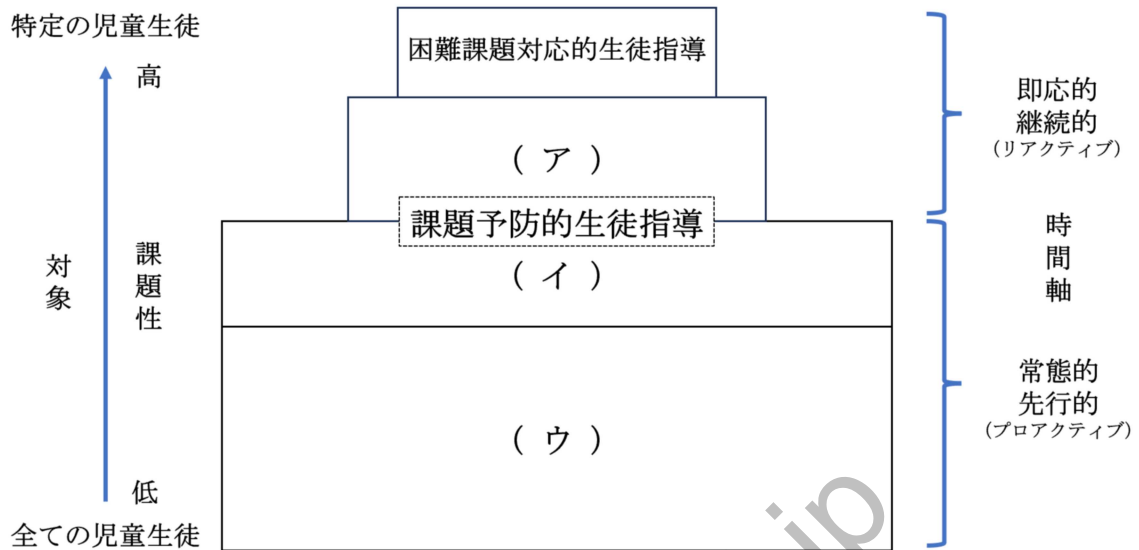
- 1 2 次は、「小学校学習指導要領（平成29年3月告示）」に示された特別活動の目標である。文中の（ ）からあてはまる語句をそれぞれ一つずつ選べ。解答番号は 1 2。

集団や社会の形成者としての見方・考え方を（① 働かせ ② 身に付け），様々な集団活動に自主的，実践的に取り組み，互いのよさや可能性を發揮しながら集団や自己の生活上の課題を解決することを通して，次のとおり資質・能力を育成することを目指す。

- (1) (略)
- (2) 集団や自己の生活，人間関係の課題を見だし，解決するために話し合い，合意形成を図ったり，（③ 意思決定 ④ 行動選択）したりすることができるようにする。
- (3) 自主的，実践的な集団活動を通して身に付けたことを生かして，集団や社会における生活及び人間関係をよりよく形成するとともに，自己の生き方についての考えを深め，（⑤ 自己理解 ⑥ 自己実現）を図ろうとする態度を養う。

※「中学校学習指導要領（平成29年3月告示）」、「高等学校学習指導要領（平成30年3月告示）」にも同様の趣旨の記述がある。特別支援学校小学部・中学部の特別活動の目標は、それぞれ小学校及び中学校の特別活動の目標に、特別支援学校高等部の特別活動の目標は、高等学校の特別活動の目標に準ずるものとするという記述が「特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（平成29年4月告示）」、「特別支援学校高等部学習指導要領（平成31年2月告示）」にある。

13 次は、「生徒指導提要（令和4年12月 文部科学省）」に示された生徒指導の重層的支援構造を表した図である。図中の（ア）～（ウ）にあてはまる語句の正しい組合せを下の①～⑥から一つ選べ。解答番号は 13。



- |               |             |             |
|---------------|-------------|-------------|
| ① ア 課題未然防止教育  | イ 発達支持的生徒指導 | ウ 課題早期発見対応  |
| ② ア 課題未然防止教育  | イ 課題早期発見対応  | ウ 発達支持的生徒指導 |
| ③ ア 発達支持的生徒指導 | イ 課題未然防止教育  | ウ 課題早期発見対応  |
| ④ ア 課題早期発見対応  | イ 課題未然防止教育  | ウ 発達支持的生徒指導 |
| ⑤ ア 発達支持的生徒指導 | イ 課題早期発見対応  | ウ 課題未然防止教育  |
| ⑥ ア 課題早期発見対応  | イ 発達支持的生徒指導 | ウ 課題未然防止教育  |

14 次は、「令和6年度 学校教育の指針（秋田県教育委員会）」に示されたいじめの問題への対応に関する記述の一部である。文中の（ ）からあてはまる語句をそれぞれ一つずつ選べ。解答番号は 14。

- 1 未然防止のための取組の充実
- (1) 児童生徒が主体的に取り組む（① 対話的な活動 ② 協働的な活動）を通して、自己肯定感や自己有用感を育むことのできる絆づくりの場や機会を提供する。
  - (2) 学級活動や道徳科の学習等で、いじめに関わる問題を積極的に取り上げ、いじめ防止に向けた主体的な取組を推進するなどして、いじめを許さない（③ 学校風土 ④ 一体感）の醸成に努める。
  - (3) （略）

- 15 ピグマリオン効果に関する説明として、適当なものを次の①～④から一つ選べ。  
解答番号は 。

- ① 教師が、児童生徒の学業成績の達成についてある期待を抱き、その期待が実現するように行動することによって、実際に子どもの学業成績に向上が見られる現象。
- ② 他者がある側面で望ましい（もしくは望ましくない）特徴をもっていると、その評価を当該人物に対する全体的評価にまで広げてしまう傾向。
- ③ 送り手の意図に反して、唱導された立場から離れる方向へ、受け手が意見や態度を変える現象。
- ④ 多くの人々にあてはまるような一般的なパーソナリティ記述を、自分にあてはまる正確なものとして受容する傾向。

- 16 次は、記憶の分類について説明したものである。文中の（ア）にあてはまる人物名をA群から、（イ）にあてはまる語句をB群からそれぞれ一つずつ選べ。  
解答番号は 。

（ア）とシフリン（Shiffrin, R. M.）は、情報処理論をもとにした認知心理学的立場から、記憶の多重モデルを唱えている。それによれば、記憶は（イ）記憶、短期記憶、長期記憶の3種類に分けることができる。

- |    |                           |      |      |
|----|---------------------------|------|------|
| A群 | ① バートレット（Bartlett, F. C.） |      |      |
|    | ② アトキンソン（Atkinson, R. C.） |      |      |
|    | ③ スピアマン（Spearman, C. E.）  |      |      |
| B群 | ④ エピソード                   | ⑤ 感覚 | ⑥ 意味 |

17 次の文中の（ア）～（ウ）にあてはまる人物名を（a）～（c）からそれぞれ選び、その正しい組合せを下の①～⑥から一つ選べ。 解答番号は 17。

- ・ （ア）は、人間は本来ならばあと1年長く母親の胎内にとどまるべきところを、何らかの事情によって早く生まれてきてしまうという生理的早産説を唱えた。
- ・ （イ）は、自力での達成は困難でも、年長者や熟達者からの援助があれば達成できるレベルの課題は最適の発達目標になるという発達の最近接領域の理論を唱えた。
- ・ （ウ）は、発達は、たんに個人の遺伝的・内的性質が漸次的に発現したものでもなければ、環境的・外的影響を受動的に受け入れた結果でもなく、両要因はつねに統合的に機能しているという輻輳説を唱えた。

- （a） シュテルン（Stern, W.）
- （b） ヴィゴツキー（Vygotsky, L. S.）
- （c） ポルトマン（Portmann, A.）

- |         |       |       |
|---------|-------|-------|
| ① ア (a) | イ (b) | ウ (c) |
| ② ア (a) | イ (c) | ウ (b) |
| ③ ア (b) | イ (a) | ウ (c) |
| ④ ア (b) | イ (c) | ウ (a) |
| ⑤ ア (c) | イ (a) | ウ (b) |
| ⑥ ア (c) | イ (b) | ウ (a) |

18 次は、「令和6年度 学校教育の指針（秋田県教育委員会）」に示された特別支援教育の重点事項のキーワードに関する記述の一部である。文中の（ア）～（ウ）にあてはまる語句の正しい組合せを下の①～⑥から一つ選べ。 解答番号は 18。

**自立活動**

障害のある幼児児童生徒は、その障害によって、日常生活や学習場面において様々なつまずきや困難が生じやすい。各教科等の指導を効果的に進めるためには、個々の（ア）に応じた指導内容での自立活動の実施が必要となる。自立活動の目標は、個々の幼児児童生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を（イ）に改善・克服するために必要な力を養い、心身の（ウ）発達の基盤を培うものとなっている。自立活動の内容は、個々の幼児児童生徒の（ア）に応じて必要な項目を選定して取り扱うものであることに十分留意する必要がある。

- |        |       |       |
|--------|-------|-------|
| ① ア 経験 | イ 主体的 | ウ 段階的 |
| ② ア 実態 | イ 組織的 | ウ 調和的 |
| ③ ア 実態 | イ 主体的 | ウ 調和的 |
| ④ ア 経験 | イ 組織的 | ウ 段階的 |
| ⑤ ア 実態 | イ 組織的 | ウ 段階的 |
| ⑥ ア 経験 | イ 主体的 | ウ 調和的 |

19 次は、「交流及び共同学習ガイド（平成31年3月 文部科学省）」の一部である。文中の（ ）からあてはまる語句をそれぞれ一つずつ選べ。解答番号は 19。

第1章 交流及び共同学習の意義・目的

我が国は、障害の有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し合える（① 多文化共生 ② 共生社会）の実現を目指しています。

幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校（以下「小・中学校等」という。）及び特別支援学校等が行う、障害のある子供と障害のない子供、あるいは地域の障害のある人とが触れ合い、共に活動する交流及び共同学習は、障害のある子供にとっても、障害のない子供にとっても、経験を深め、（③ 社会性 ④ コミュニケーション能力）を養い、豊かな人間性を育むとともに、お互いを尊重し合う大切さを学ぶ機会となるなど、大きな意義を有するものです。

20 次は、通級による指導における実施形態ごとのメリットや課題等の一部を記述した表である。表中の（ア）～（ウ）にあてはまる語句の正しい組合せを下の①～⑥から一つ選べ。解答番号は 20。

実施形態	メリット	課題等
（ア）	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象児童生徒が慣れた環境で安心して受けられる</li> <li>通級による指導の担当教師と通常の学級の担任等との連携等が取りやすい</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>心理的な抵抗なく別教室に通える工夫が必要</li> </ul>
（イ）	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象児童生徒が少ない学校でも実施可</li> <li>グループ指導が実施しやすい</li> <li>送迎時に保護者と通級による指導の担当教師と直接情報共有がしやすい</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特に小学校において保護者による送迎が必要な場合があるなど保護者や対象児童生徒の負担大</li> <li>通級による指導の担当教師と通常の学級の担任等との連携等に時間を要する</li> </ul>
（ウ）	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象児童生徒が少ない学校でも実施可</li> <li>通級による指導の担当教師と通常の学級の担任等との連携等が取りやすい</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>通級による指導の担当教師への兼務発令等による指示・命令権限の明確化が必要</li> <li>心理的な抵抗なく別教室に通える工夫が必要</li> </ul>

- |          |        |        |
|----------|--------|--------|
| ① ア 巡回指導 | イ 他校通級 | ウ 自校通級 |
| ② ア 自校通級 | イ 巡回指導 | ウ 他校通級 |
| ③ ア 他校通級 | イ 自校通級 | ウ 巡回指導 |
| ④ ア 自校通級 | イ 他校通級 | ウ 巡回指導 |
| ⑤ ア 他校通級 | イ 巡回指導 | ウ 自校通級 |
| ⑥ ア 巡回指導 | イ 自校通級 | ウ 他校通級 |

## 総合教養（教職教養）

志願種別		教科科目		受験番号		氏名	
------	--	------	--	------	--	----	--

1 次は、明治時代の学校教育制度について述べたものの一部である。文中の（ ）からあてはまるものをそれぞれ一つずつ選べ。解答番号は 1。

- ・ 明治5年に（ ① 教育令      ② 学制 ）が公布され、全国を8大学区、256中学区、53,760小学区に区分し、それぞれに大学校、中学校、小学校を設置することが計画された。
- ・ 明治18年に内閣制度が創設され、初代文部大臣に（ ③ 大木喬任      ④ 森有礼 ）が就任した。この人物を中心に、小学校令や中学校令など、学校種別の目的と内容を明示した諸学校令が制定され、以後の学校制度の基本形が確立された。
- ・ 明治33年に第三次小学校令が公布され、尋常小学校は（ ⑤ 4年      ⑥ 6年 ）の義務教育年限とされた。また、公立尋常小学校における授業料の徴収が原則として廃止された。これらのことなどを背景として、明治38年に就学率は95%を超えた。

【 解 答 】      ②、④、⑤

【 配 点 】      5点

【 根 拠 】      学制百五十年史（文部科学省） p15、16、21、30、31  
 我が国の学校教育制度の歴史について（国立教育政策研究所） p2、5  
 教職用語辞典（一藝社） p61、465

2 次は、ある人物の実践について説明したものである。あてはまる人物名をA群から、この人物が実践した教育方法をB群からそれぞれ一つずつ選べ。解答番号は 2。

「自由」と「協同」を原理とする個別学習の方法を実践した。  
 学校を一つのコミュニティとして「社会的実験室」と呼び、この実験室において生徒の自発性や主体性を育成するための方法として、学級や一斉教授を廃止して個別指導を採用した。その指導は、生徒に興味に応じて教科を選ばせ、教科別の「実験室」で教科担任の指導を受けながら個別に学習を進めさせ、その進度に応じて個別に進級させるものであった。

- |    |   |
|----|---|
| A群 | ① ペーターゼン（Petersen, P.）<br>② パークースト（Parkhurst, H.）<br>③ ウォッシュバーン（Washburne, C. W.） |
| B群 | ④ イエナ・プラン<br>⑤ ウィネトカ・プラン<br>⑥ ドルトン・プラン  |

【 解 答 】      ②、⑥

【 配 点 】      5点

【 根 拠 】      教職用語辞典（一藝社） p11、12、26、27、392

- 3 次は、学校教育法の条文の一部である。文中の（ア）～（ウ）にあてはまる語句の正しい組合せを下の①～⑥から一つ選べ。解答番号は  。

第二十九条 小学校は、心身の発達に応じて、義務教育として行われる（ア）のうち基礎的なものを施すことを目的とする。

第四十五条 中学校は、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、義務教育として行われる（ア）を施すことを目的とする。

第五十条 高等学校は、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、高度な（ア）及び（イ）を施すことを目的とする。

第七十二条 特別支援学校は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。以下同じ。）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な（ウ）を授けることを目的とする。

- |   |   |      |   |      |   |           |
|---|---|------|---|------|---|-----------|
| ① | ア | 普通教育 | イ | 専門教育 | ウ | 基礎的・汎用的能力 |
| ② | ア | 一般教育 | イ | 職業教育 | ウ | 知識技能      |
| ③ | ア | 普通教育 | イ | 職業教育 | ウ | 知識技能      |
| ④ | ア | 一般教育 | イ | 専門教育 | ウ | 基礎的・汎用的能力 |
| ⑤ | ア | 普通教育 | イ | 専門教育 | ウ | 知識技能      |
| ⑥ | ア | 一般教育 | イ | 職業教育 | ウ | 基礎的・汎用的能力 |

【 解 答 】 ⑤

【 配 点 】 5 点

【 根 拠 】 学校教育法第29条、第45条、第50条、第72条

4 次のア～ウは、それぞれある法規の条文の一部である。これらの法規の名称として正しい組合せを下の①～⑥から一つ選べ。解答番号は 4。

- ア すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない。人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。
- イ 職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。
- ウ 学校には、その学校の目的を実現するために必要な校地、校舎、校具、運動場、図書館又は図書室、保健室その他の設備を設けなければならない。

- |           |            |             |
|-----------|------------|-------------|
| ① ア 日本国憲法 | イ 教育公務員特例法 | ウ 学校教育法施行規則 |
| ② ア 教育基本法 | イ 地方公務員法   | ウ 学校教育法     |
| ③ ア 日本国憲法 | イ 地方公務員法   | ウ 学校教育法     |
| ④ ア 教育基本法 | イ 教育公務員特例法 | ウ 学校教育法施行規則 |
| ⑤ ア 日本国憲法 | イ 教育公務員特例法 | ウ 学校教育法     |
| ⑥ ア 教育基本法 | イ 地方公務員法   | ウ 学校教育法施行規則 |

【 解 答 】 ⑥

【 配 点 】 5 点

【 根 拠 】 ア 教育基本法第4条  
 イ 地方公務員法第33条  
 ウ 学校教育法施行規則第1条

5 次は、学校保健安全法の条文の一部である。下線部①～④のうち、正しくないものを一つ選べ。解答番号は 5。

第五条 学校においては、児童生徒等及び職員の心身の健康の保持増進を図るため、児童生徒等及び職員の健康診断、①環境衛生検査、児童生徒等に対する指導その他保健に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。

第九条 養護教諭その他の職員は、相互に連携して、②教育相談又は児童生徒等の健康状態の日常的な観察により、児童生徒等の心身の状況を把握し、健康上の問題があると認めるときは、遅滞なく、当該児童生徒等に対して必要な指導を行うとともに、必要に応じ、その保護者（学校教育法第十六条に規定する保護者をいう。第二十四条及び第三十条において同じ。）に対して必要な助言を行うものとする。

第二十条 ③学校の設置者は、感染症の予防上必要があるときは、臨時に、学校の全部又は一部の休業を行うことができる。

第二十九条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の実情に応じて、危険等発生時において当該学校の職員がとるべき措置の具体的内容及び④手順を定めた対処要領（次項において「危険等発生時対処要領」という。）を作成するものとする。

【 解 答 】 ② （正）健康相談

【 配 点 】 5 点

【 根 拠 】 学校保健安全法第9条

6 次は、「学校図書館の整備充実について（通知）（平成28年11月29日 文部科学省）」の別添1「学校図書館ガイドライン」の一部である。下線部として適当なものを下の①～⑤から三つ選べ。解答番号は 6。

・ 学校は、学習指導要領等を踏まえ、各教科等において、学校図書館の機能を計画的に活用し、児童生徒の主体的・意欲的な学習活動や読書活動を充実するよう努めることが望ましい。

- |                  |                  |
|------------------|------------------|
| ① 「読書センター」としての機能 | ② 「学習センター」としての機能 |
| ③ 「調査センター」としての機能 | ④ 「相談センター」としての機能 |
| ⑤ 「情報センター」としての機能 |                  |

【 解 答 】 ①、②、⑤  
 【 配 点 】 5点  
 【 根 拠 】 学校図書館の整備充実について（通知）（平成28年11月29日 文部科学省）」別添1「学校図書館ガイドライン」

7 次は、「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）（令和元年10月25日 文部科学省）」の一部である。文中の（ア）～（ウ）にあてはまる語句の正しい組合せを下の①～⑥から一つ選べ。解答番号は 7。

(2) 学校教育の意義・役割  
 特に義務教育段階の学校は、各個人の有する能力を伸ばしつつ、社会において自立的に生きる基礎を養うとともに、国家・社会の（ア）として必要とされる基本的な資質を培うことを目的としており、その役割は極めて大きいことから、学校教育の一層の充実を図るための取組が重要であること。また、不登校児童生徒への支援については児童生徒が不登校となった（イ）を的確に把握し、学校関係者や家庭、必要に応じて関係機関が情報共有し、組織的・計画的な、個々の児童生徒に応じたきめ細やかな支援策を策定することや、（ウ）へ向けて進路の選択肢を広げる支援をすることが重要であること。

- |         |      |         |
|---------|------|---------|
| ① ア 一員  | イ 時期 | ウ 職業的自立 |
| ② ア 形成者 | イ 時期 | ウ 社会的自立 |
| ③ ア 一員  | イ 時期 | ウ 社会的自立 |
| ④ ア 形成者 | イ 要因 | ウ 社会的自立 |
| ⑤ ア 一員  | イ 要因 | ウ 職業的自立 |
| ⑥ ア 形成者 | イ 要因 | ウ 職業的自立 |

【 解 答 】 ④  
 【 配 点 】 5点  
 【 根 拠 】 「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）（令和元年10月25日 文部科学省）」

8 次は、「教育振興基本計画（令和5年6月16日 閣議決定）」の一部である。下線部が表す対象としてあてはまらないものをA群から、文中の（ ）にあてはまる語句をB群からそれぞれ一つずつ選べ。解答番号は 8。

○ 将来の予測が困難なVUCAと言われる時代の中で、個人と社会のウェルビーイングを実現していくためには、社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成が必要である。グローバル化やデジタルトランスフォーメーションは労働市場に変容をもたらしており、これからの時代の働き手に必要となる能力は変化している。AIやロボットによる代替が困難である、新しいものを創り出す創造力や、（ ）チームで問題を解決するといった能力が今後一層求められることが予測され、こうした変化に教育も対応していく必要がある。

A群	① 多様性	② 不確実性	③ 複雑性
	④ 曖昧性	⑤ 変動性	
B群	⑥ 他者を理解し	⑦ 他者と協働し	⑧ 他者を尊重し

【 解 答 】 ①、⑦

【 配 点 】 5点

【 根 拠 】 「教育振興基本計画（令和5年6月16日 閣議決定）」

9 秋田県では、国の重要無形民俗文化財に全国最多の17件が指定されており、そのうち7件がユネスコ無形文化遺産に登録されている。次の①～⑥のうち、ユネスコ無形文化遺産として登録されていないものを一つ選べ。解答番号は 9。

① 大日堂舞楽	② 土崎神明社祭の曳山行事
③ 秋田の竿灯	④ 男鹿のナマハゲ
⑤ 角館祭りのやま行事	⑥ 西馬音内の盆踊

【 解 答 】 ③


【 配 点 】 5点

【 根 拠 】 美の国あきたネット 県内の国・県指定等文化財一覧  
文化庁ホームページ 文化財


10 次は、「令和6年度 学校教育の指針（秋田県教育委員会）」に示された「秋田の探究型授業」に関する記述の一部と「秋田の探究型授業」の基本プロセスを表した図である。（ア）にあてはまる語句をA群から、（イ）にあてはまる語句をB群から、（ウ）にあてはまる語句をC群からそれぞれ一つずつ選べ。解答番号は 10。

「秋田の探究型授業」の充実を図るためには、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通し、学習過程におけるそれぞれの段階を、（ア）上で一連のプロセスとして関連付けて捉えることが重要である。その際、単にプロセスをなぞったり、形式的に話し合いを取り入れたりするのではなく、自校の児童生徒の実態や各教科等の特質に応じて、問題発見・解決の方法等を弾力的に取り入れたり多様な学習活動と組み合わせたりして、問題発見・解決のために学習過程を柔軟に取り扱うなど、児童生徒一人一人に応じた（イ）を保障することが肝要である。


学習の見通しをもつ




自分の考えをもつ



集団（ペアやグループ、学級）で話し合う



学習の（ウ）を振り返る



A群	① 効果的に機能させた	② ICTを活用した
B群	③ 基礎学力	④ 質の高い学び
C群	⑤ 成果や課題	⑥ 内容や方法

- 【 解 答 】 ①、④、⑥  
 【 配 点 】 5点  
 【 根 拠 】 「令和6年度 学校教育の指針（秋田県教育委員会）」p11

- 1 1 次は、「令和6年度 学校教育の指針（秋田県教育委員会）」に示された「教育課程の編成」の4つの重点事項である。（ア）にあてはまる語句をA群から、（イ）にあてはまる語句をB群からそれぞれ一つずつ選べ。解答番号は 11。

- 1 （ア）を育てる教育課程の充実
- 2 基礎学力の向上を図る教育課程の充実
- 3 変化に対応する力を育む教育課程の充実
- 4 （イ）の推進による教育課程の充実

A群	① 思いやりの心	② 開かれた心	③ 豊かな心
B群	④ 学校間・校種間連携	⑤ カリキュラム・マネジメント	
	⑥ 活力ある学校づくり		

【 解 答 】 ③、⑤

【 配 点 】 5点

【 根 拠 】 「令和6年度 学校教育の指針（秋田県教育委員会）」p30

kyosai-guide.jp

- 12 次は、「小学校学習指導要領（平成29年3月告示）」に示された特別活動の目標である。文中の（ ）からあてはまる語句をそれぞれ一つずつ選べ。解答番号は 12。

集団や社会の形成者としての見方・考え方を（① 働かせ ② 身に付け），様々な集団活動に自主的，実践的に取り組み，互いのよさや可能性を發揮しながら集団や自己の生活上の課題を解決することを通して，次のとおり資質・能力を育成することを目指す。

- (1) (略)
- (2) 集団や自己の生活，人間関係の課題を見だし，解決するために話し合い，合意形成を図ったり，（③ 意思決定 ④ 行動選択）したりすることができるようにする。
- (3) 自主的，実践的な集団活動を通して身に付けたことを生かして，集団や社会における生活及び人間関係をよりよく形成するとともに，自己の生き方についての考えを深め，（⑤ 自己理解 ⑥ 自己実現）を図ろうとする態度を養う。

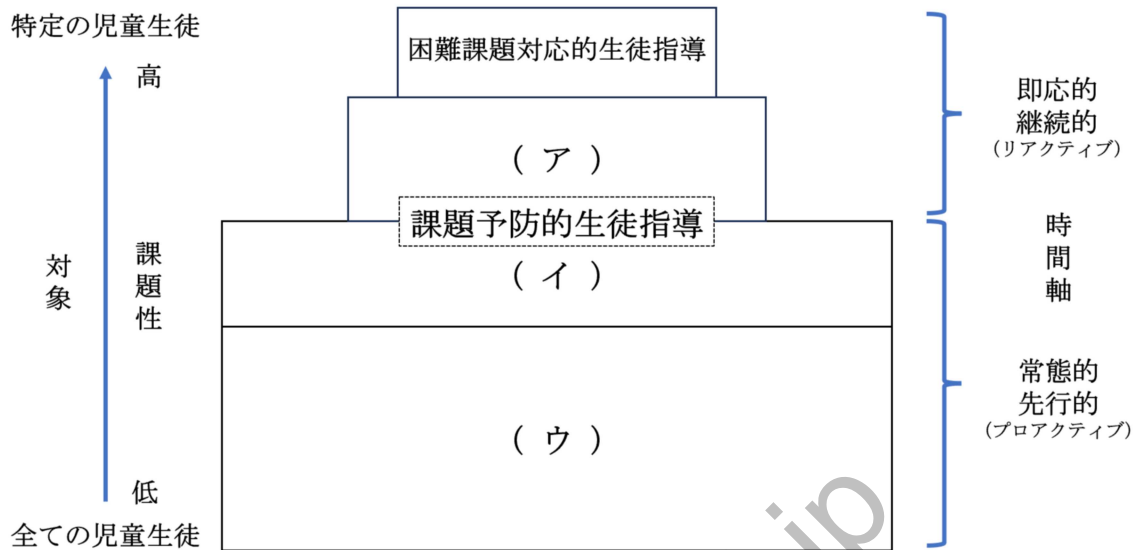
※「中学校学習指導要領（平成29年3月告示）」、「高等学校学習指導要領（平成30年3月告示）」にも同様の趣旨の記述がある。特別支援学校小学部・中学部の特別活動の目標は、それぞれ小学校及び中学校の特別活動の目標に、特別支援学校高等部の特別活動の目標は、高等学校の特別活動の目標に準ずるものとするという記述が「特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（平成29年4月告示）」、「特別支援学校高等部学習指導要領（平成31年2月告示）」にある。

【 解 答 】 ①、③、⑥

【 配 点 】 5点

【 根 拠 】 「小学校学習指導要領（平成29年3月告示）」第6章第1特別活動p179  
「中学校学習指導要領（平成29年3月告示）」第5章第1特別活動p162  
「高等学校学習指導要領（平成30年3月告示）」第5章第1特別活動p478  
「特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（平成29年4月告示）」  
第6章特別活動p198  
「特別支援学校高等部学習指導要領（平成31年2月告示）」第5章  
特別活動p269

13 次は、「生徒指導提要（令和4年12月 文部科学省）」に示された生徒指導の重層的支援構造を表した図である。図中の（ア）～（ウ）にあてはまる語句の正しい組合せを下の①～⑥から一つ選べ。解答番号は 13。



- |   |   |           |   |           |   |           |
|---|---|-----------|---|-----------|---|-----------|
| ① | ア | 課題未然防止教育  | イ | 発達支持的生徒指導 | ウ | 課題早期発見対応  |
| ② | ア | 課題未然防止教育  | イ | 課題早期発見対応  | ウ | 発達支持的生徒指導 |
| ③ | ア | 発達支持的生徒指導 | イ | 課題未然防止教育  | ウ | 課題早期発見対応  |
| ④ | ア | 課題早期発見対応  | イ | 課題未然防止教育  | ウ | 発達支持的生徒指導 |
| ⑤ | ア | 発達支持的生徒指導 | イ | 課題早期発見対応  | ウ | 課題未然防止教育  |
| ⑥ | ア | 課題早期発見対応  | イ | 発達支持的生徒指導 | ウ | 課題未然防止教育  |

【 解 答 】 ④

【 配 点 】 5 点

【 根 拠 】 「生徒指導提要（令和4年12月 文部科学省）」 p19

- 14 次は、「令和6年度 学校教育の指針（秋田県教育委員会）」に示されたいじめの問題への対応に関する記述の一部である。文中の（ ）からあてはまる語句をそれぞれ一つずつ選べ。解答番号は  。

1 未然防止のための取組の充実

- (1) 児童生徒が主体的に取り組む（① 対話的な活動 ② 協働的な活動）を通して、自己肯定感や自己有用感を育むことのできる絆づくりの場や機会を提供する。
- (2) 学級活動や道徳科の学習等で、いじめに関わる問題を積極的に取り上げ、いじめ防止に向けた主体的な取組を推進するなどして、いじめを許さない（③ 学校風土 ④ 一体感）の醸成に努める。
- (3) （略）

【 解 答 】 ②、③

【 配 点 】 5点

【 根 拠 】 「令和6年度 学校教育の指針（秋田県教育委員会）」p22

- 15 ピグマリオン効果に関する説明として、適当なものを次の①～④から一つ選べ。解答番号は  。

- ① 教師が、児童生徒の学業成績の達成についてある期待を抱き、その期待が実現するように行動することによって、実際に子どもの学業成績に向上が見られる現象。
- ② 他者がある側面で望ましい（もしくは望ましくない）特徴をもっていると、その評価を当該人物に対する全体的評価にまで広げてしまう傾向。
- ③ 送り手の意図に反して、唱導された立場から離れる方向へ、受け手が意見や態度を変える現象。
- ④ 多くの人々にあてはまるような一般的なパーソナリティ記述を、自分にあてはまる正確なものとして受容する傾向。

【 解 答 】 ①

【 配 点 】 5点

【 根 拠 】 最新 心理学事典（平凡社）p643、672

心理学辞典（有斐閣）p261、752

参考 ② ハロー効果

③ ブーメラン効果

④ バーナム効果

16 次は、記憶の分類について説明したものである。文中の（ア）にあてはまる人物名をA群から、（イ）にあてはまる語句をB群からそれぞれ一つずつ選べ。

解答番号は 16。

（ア）とシフリン（Shiffrin, R. M.）は、情報処理論をもとにした認知心理学的立場から、記憶の多重モデルを唱えている。それによれば、記憶は（イ）記憶、短期記憶、長期記憶の3種類に分けることができる。

A群	① バートレット（Bartlett, F. C.） ② アトキンソン（Atkinson, R. C.） ③ スピアマン（Spearman, C. E.）
B群	④ エピソード                      ⑤ 感覚                      ⑥ 意味

【 解 答 】 ②、⑤

【 配 点 】 5点

【 根 拠 】 わかりやすい教育心理学（サイエンス社）p48、50

17 次の文中の（ア）～（ウ）にあてはまる人物名を（a）～（c）からそれぞれ選び、その正しい組合せを下の①～⑥から一つ選べ。 解答番号は 17。

- ・ （ア）は、人間は本来ならばあと1年長く母親の胎内にとどまるべきところを、何らかの事情によって早く生まれてきてしまうという生理的早産説を唱えた。
- ・ （イ）は、自力での達成は困難でも、年長者や熟達者からの援助があれば達成できるレベルの課題は最適の発達目標になるという発達の最近接領域の理論を唱えた。
- ・ （ウ）は、発達は、たんに個人の遺伝的・内的性質が漸次的に発現したものでもなければ、環境的・外的影響を受動的に受け入れた結果でもなく、両要因はつねに統合的に機能しているという輻輳説を唱えた。

（a） シュテルン（Stern, W.）
（b） ヴィゴツキー（Vygotsky, L. S.）
（c） ポルトマン（Portmann, A.）

① ア    (a)                      イ    (b)                      ウ    (c)
② ア    (a)                      イ    (c)                      ウ    (b)
③ ア    (b)                      イ    (a)                      ウ    (c)
④ ア    (b)                      イ    (c)                      ウ    (a)
⑤ ア    (c)                      イ    (a)                      ウ    (b)
⑥ ア    (c)                      イ    (b)                      ウ    (a)

【 解 答 】 ⑥

【 配 点 】 5点

【 根 拠 】 わかりやすい教育心理学 p22  
最新 心理学事典（平凡社）p620  
心理学辞典（有斐閣）p11、695、747

- 18 次は、「令和6年度 学校教育の指針（秋田県教育委員会）」に示された特別支援教育の重点事項のキーワードに関する記述の一部である。文中の（ア）～（ウ）にあてはまる語句の正しい組合せを下の①～⑥から一つ選べ。解答番号は 18。

自立活動

障害のある幼児児童生徒は、その障害によって、日常生活や学習場面において様々なつまずきや困難が生じやすい。各教科等の指導を効果的に進めるためには、個々の（ア）に応じた指導内容での自立活動の実施が必要となる。自立活動の目標は、個々の幼児児童生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を（イ）に改善・克服するために必要な力を養い、心身の（ウ）発達の基盤を培うものとなっている。自立活動の内容は、個々の幼児児童生徒の（ア）に応じて必要な項目を選定して取り扱うものであることに十分留意する必要がある。

- |   |   |    |   |     |   |     |
|---|---|----|---|-----|---|-----|
| ① | ア | 経験 | イ | 主体的 | ウ | 段階的 |
| ② | ア | 実態 | イ | 組織的 | ウ | 調和的 |
| ③ | ア | 実態 | イ | 主体的 | ウ | 調和的 |
| ④ | ア | 経験 | イ | 組織的 | ウ | 段階的 |
| ⑤ | ア | 実態 | イ | 組織的 | ウ | 段階的 |
| ⑥ | ア | 経験 | イ | 主体的 | ウ | 調和的 |

- 【 解 答 】 ③  
 【 配 点 】 5点  
 【 根 拠 】 「令和6年度 学校教育の指針（秋田県教育委員会）」 p16、17

- 19 次は、「交流及び共同学習ガイド（平成31年3月 文部科学省）」の一部である。文中の（ ）からあてはまる語句をそれぞれ一つずつ選べ。解答番号は 19。

第1章 交流及び共同学習の意義・目的

我が国は、障害の有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し合える（① 多文化共生 ② 共生社会）の実現を目指しています。

幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校（以下「小・中学校等」という。）及び特別支援学校等が行う、障害のある子供と障害のない子供、あるいは地域の障害のある人とが触れ合い、共に活動する交流及び共同学習は、障害のある子供にとっても、障害のない子供にとっても、経験を深め、（③ 社会性 ④ コミュニケーション能力）を養い、豊かな人間性を育むとともに、お互いを尊重し合う大切さを学ぶ機会となるなど、大きな意義を有するものです。

- 【 解 答 】 ②、③  
 【 配 点 】 5点  
 【 根 拠 】 「交流及び共同学習ガイド（平成31年3月 文部科学省）」 p1

20 次は、通級による指導における実施形態ごとのメリットや課題等の一部を記述した表である。表中の（ア）～（ウ）にあてはまる語句の正しい組合せを下の①～⑥から一つ選べ。解答番号は 20。

実施形態	メリット	課題等
（ア）	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象児童生徒が慣れた環境で安心して受けられる</li> <li>通級による指導の担当教師と通常の学級の担任等との連携等が取りやすい</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>心理的な抵抗なく別教室に通える工夫が必要</li> </ul>
（イ）	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象児童生徒が少ない学校でも実施可</li> <li>グループ指導が実施しやすい</li> <li>送迎時に保護者と通級による指導の担当教師と直接情報共有がしやすい</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特に小学校において保護者による送迎が必要な場合があるなど保護者や対象児童生徒の負担大</li> <li>通級による指導の担当教師と通常の学級の担任等との連携等に時間を要する</li> </ul>
（ウ）	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象児童生徒が少ない学校でも実施可</li> <li>通級による指導の担当教師と通常の学級の担任等との連携等が取りやすい</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>通級による指導の担当教師への兼務発令等による指示・命令権限の明確化が必要</li> <li>心理的な抵抗なく別教室に通える工夫が必要</li> </ul>

- |   |   |      |   |      |   |      |
|---|---|------|---|------|---|------|
| ① | ア | 巡回指導 | イ | 他校通級 | ウ | 自校通級 |
| ② | ア | 自校通級 | イ | 巡回指導 | ウ | 他校通級 |
| ③ | ア | 他校通級 | イ | 自校通級 | ウ | 巡回指導 |
| ④ | ア | 自校通級 | イ | 他校通級 | ウ | 巡回指導 |
| ⑤ | ア | 他校通級 | イ | 巡回指導 | ウ | 自校通級 |
| ⑥ | ア | 巡回指導 | イ | 自校通級 | ウ | 他校通級 |

【 解 答 】 ④

【 配 点 】 5 点

【 根 拠 】 「通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の在り方に関する検討会議報告（令和5年3月13日 文部科学省）」 p10、11